主 文 原決定を取消す。 本件を山口地方裁判所下関支部に差戻す。 理 由

本件抗告の趣旨及び理由は別紙記載の通りである。

しからば抗告人の本件仮差押申請を不適法として却下した原決定は失当であつて、これを取消すべきものである。なお、本件申請につき更に仮差押の理由を疏明させるため、本件を原裁判所に差戻すこととし、主文の通り決定する。

(裁判長裁判官 植山日二 裁判官 佐伯欽治 裁判官 松本冬樹)